

令和 5 年 4 月

保護者の皆様

多摩市立西落合小学校
校長 池田 泰章

児童の携帯電話等について

保護者の皆様には、平素より本校の教育活動にご理解とご協力、ご支援をいただきありがとうございます。

昨今の社会情勢、防犯面からもお子さんに携帯電話等を持たせるご家庭も増えているようです。本校では、以下の点にご注意いただき、学校教育活動に支障がないようご理解・ご協力をよろしくお願いいたします。お子さんとも十分に話し合い、保護者の指導の下で使わせるようお願いいたします。

また、合わせて、SNS東京ルール、SNS学校ルールもご家庭で話題にしていただき、児童がSNSを通じてのトラブルに巻き込まれないようご注意していただくようお願いいたします。

- 1 お子さんに携帯電話等を持たせるご家庭は、同意書を書いていただくようお願いいたします。ただし、携帯電話等は、お子さんの自己管理でお願いいたします。
- 2 学校では使用しないようお願いいたします。緊急連絡は学校の電話にお願いいたします。
- 3 登下校中についても、原則使用せず、安全面から電話をかけながら歩くようなことがないようお願いいたします。

多摩市立西落合小学校における携帯電話の 取り扱いに関する同意書

- 1 携帯電話の利用において、1～3のきまりを順守します。

有効期間：令和5年4月～令和6年3月

※学校でも指導をしますが、ご家庭でも1～3のきまりをお子様と一緒によくお読みになり
内容を理解させて下さい。

令和5年 月 日

()年()組

児童名 _____

保護者名 _____ (印)